

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	健康づくり推進事業及び健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

可児市は、健康づくり推進事業及び健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	—
------	---

評価実施機関名

可児市長

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康づくり推進事業及び健康増進事業に関する事務
②事務の概要	<p>・国保年金課・健康増進課が実施する健(検)診の対象者把握、案内通知、申込、結果通知、事後指導までの事務と、健康づくり事業を行うにあたり、対象者の募集、案内、関係団体協力に関わる事務を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。</p> <p>①健康手帳の交付に関する事務</p> <p>②健康教育、健康相談、訪問指導事業に関する個人情報の管理</p> <p>③歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診に関する個人情報の管理</p> <p>④特定健診、特定保健指導、ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診に関する個人情報の管理</p> <p>⑤可児市健康づくり運動普及推進協議会、可児市食生活改善推進協議会の活動に伴う個人情報の管理</p> <p>・中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業</p>
③システムの名称	住民健診システム、宛名管理システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
住民健診システムファイル、宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表の111の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の139の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども健康部健康増進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>可児市こども健康部健康増進課</p> <p>〒509-0209岐阜県可児市下恵土一丁目100番地</p> <p>可児市子育て健康プラザmano</p> <p>TEL:0574-62-1111(代表)</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>可児市こども健康部健康増進課</p> <p>〒509-0209岐阜県可児市下恵土一丁目100番地</p> <p>可児市子育て健康プラザmano</p> <p>TEL:0574-62-1111(代表)</p>
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>特定個人情報ファイルには、適切な権限がある担当者のみがアクセスできるよう設計されている。適切な権限がある担当者からのアクセスであっても個人番号を表示する必要のない業務(機能)からのアクセスについては、個人番号を画面表示しない設計としている。</p>

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・番号法に対応する事務が始まる前に、対象職員に対する研修の実施。 ・定期又は随時、情報セキュリティ等に関する研修及び通知又は啓発を行っている。 ・e-ラーニングによる情報セキュリティ研修を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 1② 事務の概要	・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①健康手帳の交付に関する事務 ②健康教育、健康相談、訪問指導事業に関する個人情報の管理 ③歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診に関する個人情報の管理 ④特定健診、特定保健指導、ぎふ・すこやか健診に関する個人情報の管理 ⑤可児市健康づくり運動普及推進協議会、可児市食生活改善推進協議会の活動に伴う個人情報の管理	・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①健康手帳の交付に関する事務 ②健康教育、健康相談、訪問指導事業に関する個人情報の管理 ③歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診に関する個人情報の管理 ④特定健診、特定保健指導、ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔検診に関する個人情報の管理 ⑤可児市健康づくり運動普及推進協議会、可児市食生活改善推進協議会の活動に伴う個人情報の管理	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年4月1日	I 5① 部署	可児市健康福祉部健康増進課	可児市こども健康部健康増進課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年4月1日	I 5② 所属長	課長 井藤 裕司	課長 小栗 正好	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年4月1日	I 7 請求先	可児市健康福祉部健康増進課	可児市こども健康部健康増進課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年4月1日	I 8 連絡先	可児市健康福祉部健康増進課	可児市こども健康部健康増進課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成30年5月1日	I 5① 部署	〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	〒509-0203 岐阜県可児市下恵土5076番地 可児市子育て健康プラザmano	事後	庁舎移転に伴うもの
平成30年5月1日	I 7 請求先	〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	〒509-0203 岐阜県可児市下恵土5076番地 可児市子育て健康プラザmano	事後	庁舎移転に伴うもの
平成30年5月1日	I 8 連絡先	〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	〒509-0203 岐阜県可児市下恵土5076番地 可児市子育て健康プラザmano	事後	庁舎移転に伴うもの
平成30年5月21日	I 5② 所属長の役職名	課長 小栗 正好	課長	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
令和1年6月28日	IV リスク対策	-	項目の追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年3月19日	I 1②事務の概要	・中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。	左記の部分を削除	事後	情報連携が無いため、中間サーバには元々情報は無い
令和2年3月19日	I 1③システムの名称	住民健診システム、宛名管理システム、中間サーバ	住民健診システム、宛名管理システム	事後	情報連携が無いため、中間サーバには元々情報は無い
令和2年3月19日	I 3②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の76の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の76の項	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 5① 部署	可児市こども健康部健康増進課 〒509-0203 岐阜県可児市下恵土5076番地 可児市子育て健康プラザmano	健康増進課	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 7 請求先	可児市こども健康部健康増進課 〒509-0203 岐阜県可児市下恵土5076番地 可児市子育て健康プラザmano	可児市こども健康部健康増進課 〒509-0203岐阜県可児市下恵土5076番地 可児市子育て健康プラザmano TEL:0574-62-1111(代表)	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 8 連絡先	可児市こども健康部健康増進課 〒509-0203 岐阜県可児市下恵土5076番地 可児市子育て健康プラザmano	可児市こども健康部健康増進課 〒509-0203岐阜県可児市下恵土5076番地 可児市子育て健康プラザmano TEL:0574-62-1111(代表)	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	II.1対象人数の計数の時点	H27.3.5	R2.3.19	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	II.2取扱者数の計数の時点	H26.9.19	R2.3.19	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	IV8監査(内部監査)	-	○	事後	再実施に伴う見直しによるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月10日	I.1①事務の概要	・国保年金課・健康増進課が実施する健(検)診の対象者把握、案内通知、申込、結果通知、事後指導までの事務と、健康づくり事業を行うにあたり、対象者の募集、案内、関係団体協力に関わる事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①健康手帳の交付に関する事務 ②健康教育、健康相談、訪問指導事業に関する個人情報の管理 ③歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診に関する個人情報の管理 ④特定健診、特定保健指導、ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診に関する個人情報の管理 ⑤可児市健康づくり運動普及推進協議会、可児市食生活改善推進協議会の活動に伴う個人情報の管理	・国保年金課・健康増進課が実施する健(検)診の対象者把握、案内通知、申込、結果通知、事後指導までの事務と、健康づくり事業を行うにあたり、対象者の募集、案内、関係団体協力に関わる事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①健康手帳の交付に関する事務 ②健康教育、健康相談、訪問指導事業に関する個人情報の管理 ③歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診に関する個人情報の管理 ④特定健診、特定保健指導、ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診に関する個人情報の管理 ⑤可児市健康づくり運動普及推進協議会、可児市食生活改善推進協議会の活動に伴う個人情報の管理 ・中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。	事前	令和4年6月から健(検)診の情報連携が開始されることによるもの
令和4年3月10日	I.1②システムの名称	住民健診システム、宛名管理システム	住民健診システム、宛名管理システム、中間サーバ	事前	同上
令和4年3月10日	I.4①(情報連携)実施の有無	実施しない	実施する	事前	同上
令和4年3月10日	I.4②(情報連携)法令上の根拠		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の102の2の項	事前	同上
令和5年2月27日	I 7請求先、I 8連絡先	可児市こども健康部健康増進課 〒509-0203岐阜県可児市下恵土5076番地 可児市子育て健康プラザmano TEL:0574-62-1111(代表)	可児市こども健康部健康増進課 〒509-0209岐阜県可児市下恵土一丁目100番地 可児市子育て健康プラザmano TEL:0574-62-1111(代表)	事後	年1回の見直しによるもの
令和6年8月20日	II 1対象人数 いつ時点の計数か	R2.3.19	R6.1.12	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	II 2取扱者数 いつ時点の計数か	R2.3.19	R6.1.12	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	II 3重大事故	発生なし	発生あり	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	IIIしきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	IV 1提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和7年1月24日	I 3個人番号の利用法令上の根拠	別表第一の76の項	別表の111の項	事後	再実施に伴う見直しによるもの(番号法改正)
令和7年1月24日	I 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	別表第二の102の2の項	主務省令第2条の表の139の項	事後	再実施に伴う見直しによるもの(番号法改正)
令和7年1月24日	I 9規則第9条第2項の適用	—	[]適用した	事後	再実施に伴う見直しによるもの(様式改正による項目追加)
令和7年1月24日	II 1対象人数いつ時点の計数か	R6.1.12	R6.10.1	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	II 2取扱者数いつ時点の計数か	R6.1.12	R6.10.1	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	II 3重大事故	発生あり	発生なし	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	IIIしきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	IV 1提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	IV 8人手を介在させる作業	—	十分である/判断の根拠	事後	再実施に伴う見直しによるもの(様式改正による項目追加)
令和7年1月24日	IV 11最も優先度が高いと考えられる対策	—	9) 従業者に対する教育・啓発/十分である/判断の根拠	事後	再実施に伴う見直しによるもの(様式改正による項目追加)